

最新データからみた相続税の納付

田口 さつき

5 月に国税庁から国税庁統計年報書（04 年度版）が発表されたが、これを使い、最新の相続税の納付について考えてみたい。

同報によると、相続税の課税対象となる財産を残して亡くなった人の数（被相続人）は 43,488 人であった。これに対し、財産を受け取る法定相続人は 131,279 人で、被相続人一人当たり約 3 人の法定相続人がいることになる。相続税の対象となった財産（取得財産）の総額は約 10.9 兆円だった。また財産額から葬式費用や債務を除いた純資産価額は、約 9.8 兆円、相続税がかかる金額である課税価格は約 9.9 兆円となった。

被相続人一人当たりでは、財産額は 2 億 5,177 万円（注 1）、純資産価額は 2 億 2,521 万円、課税価格は 2 億 2,653 万円だった。

ここで、財産の構成を見ると、図に示すように、土地が約 5 割、現金・預貯金等が約 2 割、有価証券が約 1 割となっており、土地（宅地、田・畑・山林・その他の土地）の比重が大きい。財産を金融資産、実物資産（注 2）に 2 分すると、金融資産が約 35% であるに対し、実物資産は約 65% である。ちなみに総務省「全国消費実態調査」（04 年調査）の総世帯においても金融資産（負債を引いていないベース）と実物資産の比

率は、34.9 対 65.1 と、ほぼ同じ構成となっている。

ここで、この被相続人一人当たりの純資産額を利用して、相続税額を計算してみよう。法定相続人の構成を配偶者と子供 2 人であるとする、相続税額は配偶者が 1,478 万円、子（一人当たり）が 526 万円となる。ただし、民法の法定相続分とおりに財産を相続した場合、配偶者の税額軽減により、実際の納付税額は子 2 人にかかる 1,052 万円となる（注 3）。

この相続税に対し、金融資産である現金・預貯金は被相続人一人当たり 5,006 万円であることから、この事例においては、相続税を払うのに十分な現金・預貯金が存在したことになる。

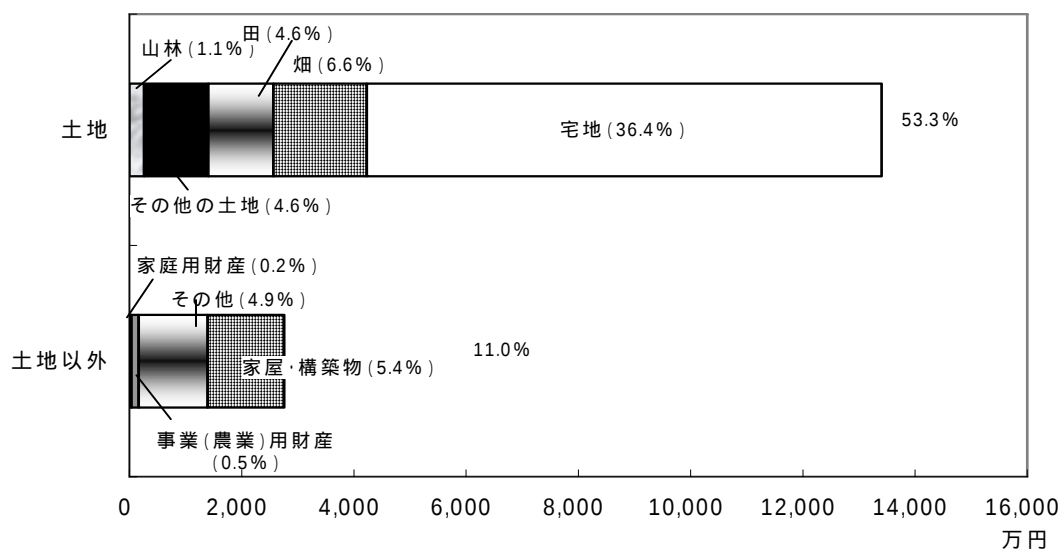
ただし、以下のような場合は、相続税の納付に当たって実物資産の取り崩しなどの事態が発生する。まず、資産の構成が実物資産に傾斜している場合である。また、相続税の法定相続人の一人に実物資産が集中するような相続の場合も、相続税の納税の問題が起こる可能性は高まる。あるいは、地価が急激に上昇する場合も、相続税が増え、納税において同様の問題が生じる可能性がある。実際、地価が上昇した 90 年代初

めには、土地の評価額が上がったため、土地を物納する事例が増えた。

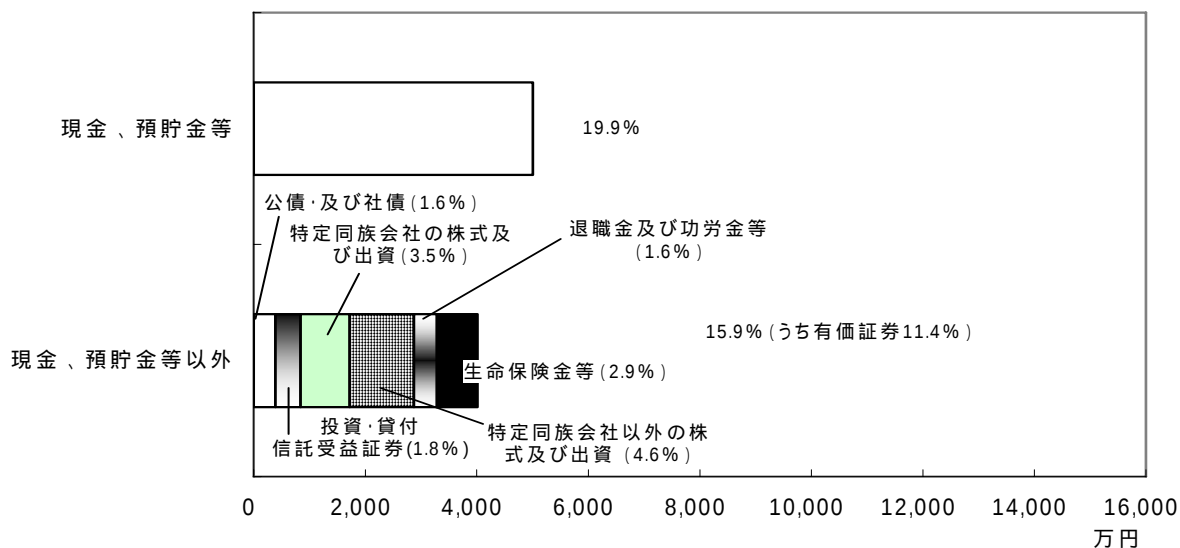
なお、今後も相続の度に納税の問題がつかまとう。この事例では、配偶者が亡くなる場合、もう一度大きな相続が発生する。

以上、最新データにより相続とその納付について眺めてきたが、基本的には相続税の納税において問題が発生する傾向は少ないものの、長期的な観点から納税に備えて金融資産の比率を検討すべきだろう。

実物資産 (64.2%)



金融資産 (35.8%)



国税庁「国税庁統計年報書」(2004)より農中総研作成
 ()内は財産全体に対する割合
 田、畑は耕作権及び永小作権を含む、宅地は借地権を含む

(注 1) 財産総額別の被相続人の分布は公表されていないが、課税価格別では、被相続人の数は 1～2 億円の階層が最も多く、全体の約 5 割を占める。次に多いのが 1 億円以下の階層で約 2 割となり、2～3 億円の階層（約 15%）、3～5 億円の階層（約 10%）が続く。

(注 2) 金融資産は、有価証券、現金・預貯金、生命保険金等、退職金及び功労金等とした。実物資産は、土地、家屋・構築物、事業(農業)用財産、家庭用財産、その他の財産（除生命保険金等、退職金及び功労金等）とした。

(注 3) 法定相続人が子 3 人の場合は、相続税額は一人当たり 768.1 万円、合計 2,304.4 万円となる。